

令和 8 年

第 7 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 8 年 6 月 8 日

前橋市農業委員会

令和8年 第7回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和8年6月8日 午後2時00分
- ・閉会日時 令和8年6月8日 午後3時54分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（22名）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
5番 松島 敏男	6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄
9番 坂本 忠	10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄
13番 阿久津 昌枝	14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	16番 栗原 博
18番 伊藤 晴夫	19番 山口 かず子	20番 狩野 富一	21番 小林 要
22番 石井 真帆美	23番 町田 祐介		

・欠席委員（2名）

17番 奥野 芳男 24番 猪岡 正一

・事務局出席者

事務局長 関沼 明也	副参事 井草 依早子	係長 山田 正史	係長 望月 優至
副主幹 久保田 勝明	副主幹 根岸 広和	副主幹 齋藤 裕之	副主幹 田部井 絢子
主任 田中 惇也	主事 高橋 翼		

・付議事件

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第27号 農地一時転用許可期限延長願いについて（5条）
議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

・協議事項

- （1）令和8年度新規就農者奨励金の交付について
- （2）令和9年度農林関係税制改正に関する要望について
- （3）令和7年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）現況証明交付状況について
- （5）営農型太陽光発電施設の発電事業者に対する文書指導について

事務局長	それでは、これより令和8年第7回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	◇（挨拶）
事務局長	ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、17番 奥野 芳男 委員、24番 猪岡 正一 委員の2名であります。従いまして在任委員24名中22名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。 なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきます事を、ご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。
議 長	初めに、前橋市 農業委員会総会 会議規則 第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。3番 小堀 清 委員 4番 星野 和幸 委員をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして、自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ簡潔にお願いします。特に、議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください。議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。
議 長	それでは、議事に入ります。
議 長	議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から19番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
田部井副主幹	◇（説明）
議 長	なお、整理番号12番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (22番委員)	ご報告いたします。整理番号3条の12番、賃貸借、新規参入です。現地・面接調査案内図は、1ページから22ページです。申請地は、群馬県畜産試験場から南西約900mに位置する農用地区域内にある農地です。現地案内図（航空写真）は21ページをご覧ください。面接には、申請法人の代表者が来られました。申請法人の所在地は石倉町ですが富士見町石井や富士見町小暮にて新規参入しようとする法人です。申請に至った経緯としては、今年2月に法人を立ち上げましたが、個人で借りて耕作してきた農地を順次法人として規模拡大していきたく申請に至ったそうです。申請地では、ナス・ネギを栽培したいとのことです。農業従事者は、代表者と代表者の妻、アルバイト8名です。申請地までは、11kmほどで、車で30分だそうです。農業の経験は、代表者が令和6年に認定農業者となり2.5ヘクタールの農地を耕作してきました。機械は、トラクター1台、軽トラを1台、2tトラック1台等を所有しているとのことです。申請地周辺に機械を保管する倉庫があり、出荷調整作業も富士見町石井にてスペースを借りて行っているそうです。出荷先はJAのみ、初年度の年間の売上額は、4200万円ほどを見込んでいるそうです。調査班としましては、営農意欲もあり、販売先の確保や将来のあるべき姿までを思いを巡らせていることが伺えたため、許可相当と判断しました。以上です。
議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
21番委員	こちらの法人の従業員やアルバイトの人数はわかりますか。
田部井副主幹	正規の職員は代表取締役と妻で運営しておりまして、アルバイトは常時4名、繁忙期は8名とのことでした。
21番委員	雇用労費が1400万円見込まれているが、こんなに必要ですか。
田部井副主幹	今後3年間の見込みの額であり、規模拡大を図るうえで見込んでいるのだと思います。
18番委員	申請法人は農地所有適格法人ですか。13番について営農出来ているのでしょうか。

田部井副主幹	農地所有適格法人ではなく、特別な事由による申請になります。教育、医療または社会福祉事業など営利を目的としない法人が農地の権利を取得しようとする場合の申請になります。
2 1 番委員	1 3 番については、ほかの農地での営農が確認できているので、申請を受けました。
田部井副主幹	1 8 番についてみどり市の人が富士見の土地を営農できるのでしょうか。 距離にして 2 2 キロ、時間にして 3 6 分とのことですので、通作可能な距離と認識しております。
2 1 番委員	耕作面積は 0 だが、どういうことですか。
田部井副主幹	他市に農地を持っているが、前橋市に農地を持っていないため、耕作面積が 0 となっています。
議 長	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 9 番は、5 条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号 1 番から 1 8 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 2 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 1 8 番を許可とすることに決定いたします。
議 長	次に、議案第 2 7 号農地一時転用許可期限延長願い 第 5 条許可について、整理番号 1 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
齋藤副主幹	◇ (説 明)
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇ (意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 2 7 号農地一時転用許可延長願い 第 5 条許可については、整理番号 1 番を承認とすることに決定いたします。
議 長	次に、議案第 2 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 5 番の審議をお願いします。
◇◇◇	◇ (説 明)
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
2 0 番委員	アパートの人が以前から使っていたのでしょうか。本人からの申請でしょうか。
高橋主事	是正の申請になります。本人からの申請になります。
議 長	その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番から 5 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 2 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 5 番を許可とすることに決定いたします。
議 長	次に、議案第 2 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 2 8 番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
齋藤副主幹	◇ (説 明)
議 長	なお、整理番号 1 5 番、2 3 番、2 4 番、2 5 番、については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (22 番委員)	ご報告いたします。整理番号 5 条の 1 5 番、売買、鶏・卵の検査・解剖施設の申請です。現地・面接調査案内図は、2 3 ページから 2 8 ページです。申請地は、元総社北小学校から北北西約 4 0 0 m に位置し、西側は畑、南側は道路、東側は宅地と畑、北側は雑種地と畑に囲まれた農用地域内の農地です。現地案内図は、2 7 ページをご覧ください。面接には申請法人の代表及び申請代理人が来られました。申請法人は申請地南側に本社を置き、養鶏の全てのプロセスを自社で

完結している企業です。グループ企業8社の従業員数の合計は400人、年間売上金額が300億円とのことです。

今回の申請地は本社すぐ北側に位置し、土地所有者へ以前より土地を売ってもらえないか相談をもちかけ、今回話がまとまり申請するものです。申請地の西側に隣接する農地は令和4年10月に5条許可により今回と同じ転用目的で許可済みですが、令和4年の許可当時がコロナや資材高騰の影響もあり建設を控えていましたとのことです。手つかずの隣接地と今回の申請地を一体利用し、検査・解剖施設3棟を新築、駐車場41台分を整備します。申請施設にて勤務する従業員は20人ほどです。土地の造成は、現状地盤に合わせて整地し、全体的にアスファルト舗装を行うとのことです。南側に出入口を設け申請地が高く道路が低いためスロープを設けます。

排水関係ですが、雨水は敷地内に集水桝を設け雨水浸透貯留施設に集水し処理を行います。汚水は公共下水に接続します。検査解剖排水については一時貯留施設にて集めたのち運搬して廃棄します。外灯について防犯灯を設置するとのことです。周囲には高さ80センチのフェンスを設置するとのことです。

以上のことから調査班としては、施設の必要性が確認でき、被害防除対策がとられていることから許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5条の23番、売買、太陽光発電施設の申請です。現地・面接調査案内図は、29ページから51ページです。申請地は、主要地方道前橋西久保線の「富田町」信号から南西約500mに位置し、北側は道路と田、西側・南側・東側は水路と道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は、50ページをご覧ください。面接には申請法人の担当者2人が来られました。申請法人は、前橋市に本部を置くグループの一社で、太陽光発電や営農型発電など再生可能エネルギー事業を担う会社です。従業員は約40人、年間の売上額は、40億円ほどとのことです。申請地にはパネル2732枚を設置し、1500kwの能力で発電し、売電単価は、14.4円、年間約3400万円の売電収入を見込んでいるそうです。

売電に関する手続きは整っているそうです。設置費用の回収には10年を見込んでいるそうです。撤去費用については、売電収入から積み立てるとのことです。敷地は、北から南へ下る南北傾斜で、3段の段差構成となっています。また、中央部には南北方向に走る道路により西側区画と東側区画に分かれる構造となっています。申請地内では畦畔により雨水を貯留する計画としています。周囲には1.2mのフェンスを設置するとのことです。設置後のメンテナンスは外注による電気主任技術者と草刈等の維持管理は、自社により行なうとの事です。

調査班としましては、必要性、確実性、維持管理の計画もあり、周辺の農地に特段の迷惑をかける計画とは思えないことから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の24番、賃貸借、太陽光発電施設の申請です。現地・面接調査案内図は、52ページから65ページです。申請地は、主要地方道前橋大間々桐生線の「粕川町込皆戸」信号から北東約250mに位置し、北側は道路と水路、東側は道路、西側は水路、南側は田に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は、64ページをご覧ください。申請法人は23番と同じ法人のため事業の概要等については、先ほどの報告のとおりです。申請地にはパネル704枚を設置し、350kwの能力で発電し、売電単価は、14.4円、年間約812万円の売電収入を見込んでいるそうです。

売電に関する手続きは整っているそうです。設置費用の回収には10年を見込んでいるそうです。撤去費用については、売電収入から積み立てるとのことです。敷地は、北から南へ下る南北傾斜で、3段の段差構成となっています。申請地内では畦畔により雨水を貯留する計画としています。周囲には1.2mのフェンスを設置するとのことです。設置後のメンテナンスは外注による電気主任技術者と草刈等の維持管理は、自社により行なうとの事です。

調査班としましては、必要性、確実性、維持管理の計画もあり、周辺の農地に特段の迷惑をかける計画とは思えないことから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の25番、賃貸借、太陽光発電施設の申請です。現地・面接調査案内図は、66ページから80ページです。申請地は、主要地方道前橋大間々桐生線の「粕川町込皆戸」信号から南西約400mに位置し、北側は道路、東側は道路と畑、西側は宅地と畑、南側は宅地と畑に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は、79ページをご覧ください。申請法人は23番、24番と同じ法人のため事業の概要等については、先ほどの報告のとおりです。申請地にはパネル1,040枚を設置し、500kwの能力で発電し、売電単価は、14.4円、年間約1160万円の売電収入を見込んでいるそうです。設置費用の回収には10年を見込んでいるそうです。撤去費用については、売電収入から積み立てるとのことです。

敷地は、平坦な土地のため、地盤をならしてパネルを設置します。雨水は申請地内に浸透トレンチを設置し一時貯留する計画となっています。周囲には1.2mのフェンスを設置することです。設置後のメンテナンスは外注による電気主任技術者と草刈等の維持管理は、自社により行なうとの事です。

調査班としましては、必要性、確実性、維持管理の計画もあり、周辺の農地に特段の迷惑をかける計画とは思えないことから、許可相当と判断しました。

議長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

18番委員

23番から25番については営農型ではないのでしょうか。

齋藤副主幹

営農型ではないので、太陽光発電施設として受けています。

議長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号27番は、3条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から26番、28番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第29号農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から26番、28番を許可とすることに決定いたします。続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号19番、農地法第5条の整理番号27番の審議をお願いします。

事務局の説明を求めます。

田部井副主幹

◇(説明)

齋藤副主幹

◇(説明)

議長

なお、農地法第3条の整理番号19番、農地法第5条の整理番号27番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長

(22番委員)

ご報告いたします。整理番号3条の19番、整理番号5条の27番営農型太陽光発電施設、令和3年に許可を受け、一時転用期間3年を迎える令和6年の更新時に単収要件が達成されなかったため1年間の一時転用としていましたが、令和7年の更新時にも単収要件が達成されなかったため再度1年間の一時転用としていた事案の更新手続きです。現地・面接調査案内図は、81ページから105ページです。

申請地は、前橋大胡総合運動公園から北北東約1.3kmに位置し、東は宅地、西と南は畑、北は市道に囲まれた、農用地区域内にある農地です。現地案内図(航空写真)は、104ページをご覧ください。面接には、営農者及び代理人が来られました。現地調査の結果、下部の農地には、ブルーベリーが植えられていました。営農状況は昨年の更新時に比べ一部改善されており、ブルーベリーが65本ほど作付けされており、除草管理はされていました。現在の営農者は、先

月に3条許可を受けたみどり市の農業法人です。通作距離は20km、車で30分とのことです。
営農者は従前の営農者からブルーベリーの作付けされた土地を引き継ぎましたが、実質引き継いで1か月ほどであり、今後も継続してブルーベリーでの営農計画は営農者としては厳しいとの話がありました。実際得意とするのはタラやミョウガやフキとのことだったので、本更新申請にあたり、調査班の指導を受け、3年間の継続した収量8割を満たせるような作物に営農計画を見直すことを約束し、準備も進めていることから、更新の期間を再度1年間とし、営農状況を改善することを条件に許可相当と判断したいと考えます。以上です。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

13番委員

ブルーベリーがうまく作付けができないということなのですが、またブルーベリーを植えるのですか。

齋藤副主幹

現地面接調査の際にもそのお話をさせていただきまして、やはりブルーベリーだけでは難しいとのことで、試験的に植えているだけで、今回の法人は山菜などが得意ということなので、並行的に作付けしながら、計画のほうを変更し、営農が積極的にできるものを、という話がありました。

23番委員

1年更新でいいのでしょうか、また来年同じことを繰り返すのではないのでしょうか。文書勧告したほうが良いのではないのでしょうか。

齋藤副主幹

今回、営農者が変わり、結果を出すということだったので、今回に限り試験的に一年間また様子を見るということで進めさせていただくものです。

16番委員

一筆（いっぴつ）もらったほうがいいのではないのでしょうか。地権者、営農者、設置者を含めて三者にて念書をもらってはどうか。

18番委員

2回目はないと腹をくくらないといけない。

22番委員

今回、かなりの時間を要して問い詰めて、調査班も回答を出すのに時間がかかりました。話をするにつれて、ブルーベリーよりも山菜のほうが得意であると聞きました。そこで、計画を変えませんかという話にもっていったということです。文書指導や勧告だといっている、許可をしなければ進まない。

20番委員

栽培計画書の提出はどうでしょうか。

齋藤副主幹

まだブルーベリーが植えてあります。タラは2本植えてあるが、変更後の栽培計画書はいただいていません。

20番委員

山から持ってこようが、挿し木しようが、かなり時間がかかるでしょう。期間を定めてきちんと提出していただき、進めていただきたい。

望月係長

現地を確認しながら、念書と営農計画書を3か月以内に提出するという案でよろしいでしょうか。

議 長

他にご意見なければ、先ほどの事務局の案のとおり、採決したいと思います。農地法第3条の整理番号19番、農地法第5条の整理番号27番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

賛成多数でありますので、農地法第3条の整理番号19番、農地法第5条の整理番号27番を許可とすることに決定いたします。

議 長

なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知お願いします。

議 長

次に協議事項（1）令和8年度 新規就農者奨励金の交付について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

久保田副主幹

◇（説 明）

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇
議 長 ◇（意見、質問等なし）
ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。令和８年度 新規就農者奨励金の交付について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇
議 長 ◇（挙 手）
全員賛成でありますので、協議事項（１）令和８年度 新規就農者奨励金の交付について、原案を承認とすることに決定いたします。

議 長 次に協議事項（２）令和９年度 農林関係税制改正に関する要望について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

根岸副主幹 ◇（説 明）
以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長 ◇◇◇ ◇（意見、質問等なし）
ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。令和９年度 農林関係税制改正に関する要望について、原案のとおり要望することに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇
議 長 ◇（挙 手）
全員賛成でありますので、協議事項（２）令和９年度 農林関係税制改正に関する要望については、原案のとおり要望することに決定いたします。

議 長 次に、協議事項（３）令和７年度 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

井草副参事 ◇（説 明）
山田係長 ◇（説 明）
望月係長 ◇（説 明）
議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇
議 長 ◇（意見・質問等なし）
ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。令和７年度 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇
議 長 ◇（挙 手）
全員賛成でありますので、協議事項（３）令和７年度 農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表について、原案を承認することに決定いたします。

議 長 次に、３７ページ以降の報告事項ですが、報告事項（１）から（４）までの内容は、

（１）法第４条の届出書の受理状況	6 件
（２）法第５条の届出書の受理状況	2 3 件
（３）法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況	9 件
（４）現況証明の交付状況について	1 件

議 長 続いて、報告事項（５）営農型太陽光発電施設の発電事業者に対する文書指導について、事務局により現地調査を実施していますので、事務局から報告をお願いします。

高橋主事 ◇（説 明）
議 長 それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』といたします。